

# 婚姻届

市役所に提出した来た日が、届書の受理日になります。

平成〇年〇月〇日届出

新潟県柏崎市長 様

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
第 号	第 号
送付 平成 年 月 日	新潟県柏崎市長 印
第 号	
書類調査 戸籍課	住民課 通知

☆婚姻届と一緒に住所異動届を出す、またはすでに届出している場合は同じ住所を書いて下さい

(届出しないと住所は異動しません)

本届書中  
字訂正  
字削除  
字加入  
**柏崎** **新潟**

(1) (よみかた)	夫になる人	妻になる人
氏名	かしわがき 一	にいがた 二 三
生年月日	昭和 53 年 6 月 17 日	昭和 55 年 5 月 20 日
住所	新潟県柏崎市 中央町 5番50号	新潟県柏崎市 中央町 5番50号
(住所登録しているところ)	世帯主の氏名 柏崎一	世帯主の氏名 柏崎一
本籍	新潟県柏崎市 中央町 5番	新潟県柏崎市 米山台 4丁目1234番
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 柏崎五男	筆頭者の氏名 新潟六郎
父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母はその他の欄に書いてください)	父 柏崎五男 続き柄 母 三四子 長男	父 新潟六郎 続き柄 母 七子 3女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍(左の〇の氏がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input checked="" type="checkbox"/> 妻の氏 新潟県柏崎市 中央町 1234番地 5	
(5) 同居を始めたとき	平成 〇 年 〇 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の仕事(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	(国籍調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
その他		
届出人署名押印	夫 柏崎一 <b>印</b>	妻 新潟二三 <b>印</b>
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先 電話(23)5111番 自宅 勤務先、呼出 方

## 記入の注意

① 届け出す市町村に、夫妻両方の本籍があるとき…不要  
 ② # 夫妻いずれか一方の本籍がないとき…ない方の原本1通  
 ③ # 夫妻両方の本籍がないとき…両方の原本1通ずつ

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
 この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。この場合、届書等で取扱うので、前日までに、戸籍届出係で下調べをしておいてください。この届書を本籍地でない役場に出すときは、管轄市(区)が必要ですから、あらかじめ用意してください。  
 戸籍原本または戸籍全部事項証明書

当事者以外の20才以上の証人が必要です。(国籍は問いません)

証人	
番 名 印	山川登 <b>印</b> 海山平 <b>印</b>
生 年 月 日	昭和 20 年 1 月 25 日 昭和 33 年 11 月 26 日
住 所	新潟県柏崎市 中央町 1番2号 東京都渋谷区代々木 1丁目2番3号
本 籍	新潟県柏崎市 中央町 1番 新潟県柏崎市 馬居前2丁目 5678番

本届書中  
字訂正  
字削除  
字加入  
**川** **登**

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。  
 義父母についても同じように書いてください。  
 戸籍の筆頭者が再婚の場合で、その人の氏をなめる時は配偶者がその戸籍に入籍するので、新しい戸籍はできません。  
には、あてはまるものに〇のようにしるしをつけてください。  
 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。  
 ☆氏を名乗る人が戸籍の筆頭者(戸籍の一番初めに記載される人)になります  
 → 番地は土地登記簿の地番か、街区符号(〇番)になります。  
 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。  
 内縁のものはふくまれません。

住所地〇番〇号に本籍をおくときは「〇番」までです  
 【例】住所:中央町5番50号  
 ⇒ 本籍:中央町5番

- 印は各自別々の印を押してください。
  - 届出人の印をご持参ください。
  - 国民健康保険加入者は被保険者証をご持参ください。
  - 国民年金加入者は年金手帳をご持参ください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく推定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

署名は旧地で本人が自署してください。

住所の異動について  
 ① 夫妻が同居しているにもかかわらず、住所を従前のままにしてある方は婚姻届と同時に住所の異動届をしてください。  
 ② 市外から市内に移った場合は、旧住所の市町村から転出証明書をもたらせてください。

☆特に宿日直に出されるときは、異動届に記名(新姓) 押印をお忘れなく。(別紙参照)  
 ☆本人確認のため顔写真付きの証明書(免許証・パスポート等)をお持ちの方はご持参ください。